

鹿児島情報ビジネス公務員専門学校学則

第1章 組織

(目的)

第1条 本校は地域社会の発展に貢献するため、常に流動、進展を続けている社会情勢に即応できる人材の育成を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、鹿児島情報ビジネス公務員専門学校とする。

(位置)

第3条 本校の位置を鹿児島県鹿児島市東千石町19番32号に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業 専門課程	システム工学科	昼	3年	15名	45名	
	情報システム科	昼	2年	35名	70名	
商業実務 専門課程	総合ビジネス科	昼	2年	15名	30名	
	医療秘書科	昼	2年	20名	40名	
	公務員科(2年制)	昼	2年	70名	140名	
	公務員科(1年制)4月入学	昼	1年	10名	10名	
	公務員科(1年制)10月入学	昼	1年	10名	10名	
	国際ビジネス科	昼	2年	80名	160名	
文化・教養 専門課程	日本語科1年コース	昼	1年	25名	25名	
	日本語科1.5年コース	昼	1.5年	40名	80名	
	日本語科2年コース	昼	2年	60名	120名	
計				380名	730名	

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 但し、公務員科(1年制)10月入学は10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

- 3 日本語科1.5年コースを除く学科の学期は、次のとおりとする。
- 前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
但し、公務員科（1年制）10月入学の学期は、次のとおりとする。
- 前期 10月1日から翌年3月31日まで
後期 翌年4月1日から9月30日まで
- 4 日本語科1.5年コースの学期は、次のとおりとする。
- 第1期 10月1日から翌年3月31日まで
第2期 翌年4月1日から9月30日まで
第3期 翌年10月1日から翌々年3月31日まで

（休業日）

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日・土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
(3) 夏期休業
(4) 冬期休業
(5) 春期休業
(6) 創立記念日
(7) その他校長が必要と認めた日
- 2 前項の夏期休業、冬期休業及び春期休業については、別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、履修の継続性の観点から妥当であると校長が認めたときは、連続した長期休業を設けることがある。
なお、当該長期休業については、別に定める。
- 4 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めたときは第3項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

（教育課程、授業時数）

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

（始業及び終業）

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- 9時15分から3時10分までとする。
- 2 但し、日本語科の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。
9時30分から4時50分までとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、季節により、また教育上の必要により変更することがある。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 専任教員 12名以上
 - (3) 講師 必要に応じて置く
 - (4) 助手 必要に応じて置く
 - (5) 事務職員 4名以上
 - (6) 学校医 1名
- 2 前項の専任教員のうち6名以上は日本語科に置き、そのうち1名は日本語科の主任教員とする。また、日本語科には講師3名以上を置き、及び生活指導担当者(専任)を置く。
- 3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 日本語科を除く本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
 - (6) 本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- 2 日本語科および国際ビジネス科の入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
 - (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は次のとおりとする。

毎学年の初めとする。

- 2 但し、公務員科(1年制)10月入学及び日本語科1.5年コースは10月とする。

(入学手続き)

第12条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、入学選考料を添えて提出し、受験票の交付を受けなければならない。

- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第20条に示す入学金を納入して入学手続きをとらなければならない。
- (4) 入学方法については、別に規程を設ける。
- (5) 授業料等の減免については、別に規程を設ける。

(休学、復学)

- 第13条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、60日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記した休学届けを提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(成績評価)

- 第14条 授業科目の成績評価は、学年末において、学期毎に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。
- 2 成績の評価は優、良、可、不可とし、卒業（進級）は可以上とする

(課程修了の認定、卒業)

- 第15条 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上に在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 第16条 前条により、工業専門課程システム工学科、情報システム科を修了した者は専門士（工業専門課程）を、また商業実務専門課程総合ビジネス科、医療秘書科、公務員科（2年制）、国際ビジネス科を修了した者は専門士（商業実務専門課程）と称することができる。

(表彰)

- 第17条 学生がその成績、性行ともに優れ他の模範となる時は、褒賞することができる。

(退学)

- 第18条 退学しようとする者は、その事由を記した退学届けを提出し、校長の許可を受けなければならない。

(懲戒処分)

第 19 条 校長が教育上必要と認めたときは、次の懲戒処分を行う。

- (1) 訓 告
- (2) 停 学
- (3) 退 学

2 前項の退学は、生徒が次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくして出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 5 章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第 20 条 日本語科を除く本校の学費は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	入 学 金 (入学時のみ)	授 業 料 (年額)	施 設 設 備 費 (年額)	合 計
工 業 専 門 課 程	システム工学科	150,000	600,000	300,000	1,050,000
	情報システム科	150,000	600,000	300,000	1,050,000
商 業 実 務 専 門 課 程	総合ビジネス科	150,000	600,000	200,000	950,000
	医療秘書科	150,000	600,000	200,000	950,000
	公務員科(2年制)	150,000	600,000	200,000	950,000
	公務員科(1年制)4月入学	150,000	600,000	200,000	950,000
	公務員科(1年制)10月入学	150,000	600,000	200,000	950,000
	国際ビジネス科	100,000	580,000	200,000	880,000

2 日本語科の学費は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	入 学 金 (入学時のみ)	授 業 料	そ の 他 納 付 金	入 学 検 定 料	合 計
文 化 ・ 教 養 専 門 課 程	日本語科 1年コース	40,000	560,000	120,000	20,000	740,000
	日本語科 1.5年コース	40,000	840,000	180,000	20,000	1,080,000
	日本語科 2年コース	40,000	1,120,000	240,000	20,000	1,420,000

第 21 条 既に納付した納付金は、原則として返還しない。

2 入学式の3日前までに入学辞退の意思表示を行った者については、入学金及

び入学選考料を除く授業料等を返還する。

第 22 条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(除籍)

第 23 条 授業料その他の納付金を届出なく 3 ヶ月以上滞納した者は除籍することができる。

(健康診断)

第 24 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

第 6 章 別 科

(附帯教育事業)

第 25 条 本校に別科を置く。名称、年限、定員は次のとおりとする。

名 称	修 業 年 限	定 員	備 考
専 攻 科	6 ヶ月	20 名	男女

- 2 前項の他に科目履修生の受け入れを行うことができる。科目履修生については、本科生の教育課程及び授業時数に準ずるものとする。

第 7 章 補 足

第 26 条 この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則は、平成 2 年 4 月 1 日に改正する。
3. この学則は、平成 5 年 4 月 1 日に改正する。
4. この学則は、平成 6 年 4 月 1 日に改正する。
5. この学則は、平成 6 年 11 月 1 日に改正する。
6. この学則は、平成 7 年 1 月 10 日に改正する。
7. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日に改正する。
8. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日に改正する。
9. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日に改正する。

10. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日に改正する。
11. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日に改正する。
12. この学則は、平成 14 年 4 月 1 日に改正する。
13. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日に改正する。
14. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日に改正する。
15. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日に改正する。
16. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日に改正する。
17. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日に改正する。
18. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日に改正する。
19. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日に改正する。
20. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日に改正する。
21. この学則は、平成 29 年 10 月 1 日に改正する。
22. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日に改正する。
23. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日に改正する。
24. この学則は、令和 2 年 4 月 1 日に改正する。
25. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日に改正する。
26. この学則は、令和 5 年 4 月 1 日に改正する。
27. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日に改正する。